

## 10 農林水産省 特区臨時提案 再検討要請

管理コード	100010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農業用施設用地の範囲の拡大	都道府県	新潟県
		提案事項管理番号	0005010
提案主体名	小千谷市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条
制度の現状	農業振興地域の整備に関する法律における耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設は、同法施行規則第1条に具体的に列挙されている。

求める措置の具体的内容	耕作地の維持と耕作放棄地の解消を図るため、錦鯉生産者組合等の組織等がある地域において、「耕作放棄地」や「すでに水田養鯉池として利用されている農地」等を条件に、養鯉池(コンクリート等の永久構造物による養鯉池は除く)を農用地内で使用出来るよう、法律に於ける「養畜の業務のために必要な農業用施設用地」の解釈の拡大をお願いしたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案内容)</p> <p>当市では農業と共に錦鯉の生産を行っております農家は、二世帯・三世帯家族での経営が行われており、農業・農村の抱える問題である農家の高齢化・後継者不足の解決に重要な役割を果たしてきました。また錦鯉業の維持・発展が、耕作地の維持と耕作放棄地の解消にも繋がることから、錦鯉生産者組合等の組織等がある地域において、「耕作放棄地」や「すでに水田養鯉池として利用されている農地」等を条件に、農用地内で養鯉池(コンクリート等の永久構造物による養鯉池は除く)が使用出来るよう、農業振興地域の整備に関する法律第3条に於ける「養畜の業務のために必要な農業用施設で農林水産省令で定めるものの用に供される土地」と位置付けるよう、解釈の拡大を規制緩和によりお願いしたい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>当市は、国内有数の豪雪地帯であり、米作りを主にした農業と、ユネスコの世界遺産登録となった小千谷縮、本州唯一の闘牛と錦鯉の発祥の地と言う特異な文化と産業により歴史を重ねて来ました。</p> <p>しかし、中越地震により殆どの養鯉池が失われ、その後 多くは復旧いたしました。復旧を諦めた養鯉池も数多く、このまま放置すれば共に歩んできた小千谷縮・闘牛と共に衰退が懸念されます。このため、農業と一体となって発展してきた原点にもどり、農閑期を利用しての錦鯉の生産や、錦鯉生産の空き時間を利用しての農業生産の拡大を目的に、農用地内での養鯉池を農業施設と同等の位置付けにより、農業用でしか利用できないという制約の下、農業と共に耕作放棄地の解消・農地の有効利用を図り、中越地震後の地域の復興に繋げて行きたい。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>養鯉業は耕作又は養畜の業務には該当せず、養鯉業のための必要な施設(養鯉池)の用に供される土地は、農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号の「耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設…の用に供される土地」には該当しないと考えられる。</p> <p>なお、中越地震による養鯉池の被災状況や現在の養鯉池の利用状況など、貴市の現況をお伺いできるということであれば、具体的な土地利用の状況等によっては、養鯉池の設置に係る土地利用調整について検討を行える可能性もあることが</p>			

ら、農林水産省の担当部局(農村振興局農村計画課)に御相談頂きたい。

## ○再検討要請

### 再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

### 提案主体からの意見

養畜の業務とは、文献では「家畜を養うこと」と示されており、また「家畜」とは「人間が利用するために飼育する動物」と示されております。当市の錦鯉の生産は、農耕用の家畜として育ててきた牛を闘牛として発展してきたものと同様に、当市では錦鯉の生産も貴重なタンパク源として育ててきた鯉が突然変異により、錦鯉として発展したもので、正に養畜として行われてきた鯉の生産から発展したものです。

錦鯉を「養畜の業務のために必要な農業施設」として位置づける、解釈の拡大を規制緩和により行うことで中越地震により疲弊した地域を再生したく、再度検討をお願いするとともに、具体的に相談させて頂きたい。